

旭川市タクシー利用促進事業概要

1 趣旨

物価高騰の影響を大きく受ける市内の一般乗用旅客自動車運送事業者の利用を促進するため、本市が行うタクシー利用促進事業に参加する事業者に対し、旭川市タクシー利用促進事業補助金の交付を実施するものです。

2 補助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を含む。）のうち、旭川市内に本店（個人事業者においては住所）及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人又は個人事業者

3 補助対象事業

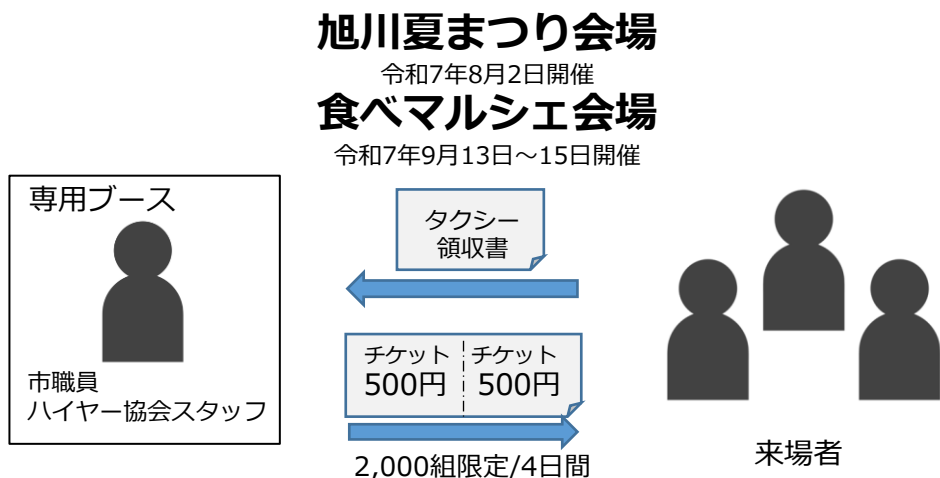
「あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY2025」で配布した「あさひかわタクシーおでかけチケット」を利用したタクシー運賃の一部を補助する事業

4 対象となる事業期間

令和7年8月2日（土）～令和8年2月11日（水・祝）（予定）

あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAYとは

旭川夏まつり及び北の恵みあさひかわ食べマルシェの専用ブースにおいて令和7年8月2日及び令和7年9月13日～15日の日付のタクシー領収書を持参した来場者に市内のタクシーで使える「タクシーおでかけチケット」の配布を行うものです。



※タクシー領収書は、旭川夏まつり実施日の令和7年8月2日と食べマルシェ実施期間の令和7年9月13日～15日の期間中の日付で市内に本店又は営業所を置く事業者で利用された領収書とします。領収書の金額、利用区間は問いません。

※不正を防ぐため手書きの領収書は対象外とします。

※タクシー領収書の確認と引き換えに「あさひかわタクシーおでかけチケット」500円×2枚1セットをお渡しします。配布は旭川市の職員及びハイヤー協会スタッフが行います。

※1日につき1人1回の配布とします。

※チケットの配布は旭川夏まつり会場及び食べマルシェ会場の特設ブースにおいて次の時間で実施し、これ以外の配布は行いません。

旭川夏まつり会場

8月2日 12:00～22:00

食べマルシェ会場

9月13日10:00～18:00 9月14日10:00～18:00 9月15日10:00～17:00

事業に参加していただくタクシー事業者の皆様にご協力いただきたい内容

- ・おでかけチケット利用者への運賃割引
- ・車内でのチラシ掲示

おでかけチケット利用ルール

- ・利用期間は令和7年8月2日（土）～令和8年2月11日（水）です。
- ・おでかけチケットが利用できるのは乗車運賃が500円以上となる場合に限定します。
- ・利用区間は問いません。
- ・1回の乗車につき1枚のみ利用できます。
(福祉輸送事業限定で片道の利用で500円とならない場合は同一日の運賃を1回とし利用できる 同一日の運賃を1回とし利用できるものとします。ただし同一日の利用とします。)

事業補助金支払いまでの流れ

おでかけチケット(以下「タクシー利用券」)で割り引いた運賃は事業終了後旭川市より補助金として交付します。

